

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成30年11月21日（水）

担当課：街づくり計画部 街づくり計画課

件 名：（仮称）生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定等について													
提出理由：生産緑地法の一部改正に伴い、地域の実情に応じて市が条例で生産緑地地区の面積要件を引き下げることが可能となったことを踏まえ、（仮称）生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定等を行うにあたり、その内容について了承を得るため													
内 容： 1. 背景等 (1)これまでの生産緑地地区制度について ・都市における農地の保全を目的として、昭和49年に生産緑地法（以下「法」という。）が制定された。平成3年には、住宅需要の高まり等を背景とした法改正により、市街化区域内農地を「宅地化すべきもの」と、将来の公共施設用地として「保全すべきもの」に明確に区分したうえで、宅地化しない保全する農地は、生産緑地地区として都市計画決定する制度となった。 ・生産緑地地区に指定されると、30年間、農地としての管理が義務付けられ、建築物の整備等が制限される一方、固定資産税が農地並に減額されるほか、相続税の納税猶予等が受けられる。 (2)都市農地の位置付けの転換と法改正 ・その後、人口減少や高齢化が進む中、いわゆる生産緑地の「2022年問題」を背景として、平成27年4月、都市農業を安定的に継続させ良好な都市環境の形成に活かすことを目的に、都市農業振興基本法が制定された。 ・同法に基づき、翌年5月に国が策定した「都市農業振興基本計画」では、都市農地の位置付けが「都市にあるべきもの」とされ、改めて、農地は計画的に保全されることとなった。 ・これを受け、平成29年5月に生産緑地法が一部改正され、市が条例を制定することにより、生産緑地地区の区域の規模を現行の500㎡から300㎡まで引き下げが可能となったため、本市においても例規の整備等を検討する必要がある。	2. 条例制定等に向けた考え方 ・本市においても平成4年度以降、大和市都市計画マスタープランや地域防災計画、緑の基本計画の方向性に沿って、生産緑地地区を指定し、その保全に努めてきた。 (参考:生産緑地地区の推移) <table><tr><td></td><td>H4（当初）</td><td>H9（ピーク時）</td><td>H29</td></tr><tr><td>面積</td><td>50.5ha</td><td>71.2ha</td><td>58.3ha</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>307</td><td>416</td><td>339</td></tr></table> ・策定予定の「大和市都市農業振興基本計画」が示すように、農地は、災害時の防災空間や良好な景観形成等多様な機能を有し、都市化が進む本市において農地が果たす役割はさらに高まると考えられることから、生産緑地地区の指定が可能な限り進むよう、次の対応を行う。 (1)条例の制定 小規模な農地でも保全が進むよう、生産緑地地区の区域の規模について、法が認める面積要件の引き下げを最大限活用し、300㎡以上とする条例を制定する。 ※想定対象農地面積(300～500㎡)：約2.8ha (2)「大和市生産緑地地区指定基準」の見直し 農地を可能な限り生産緑地地区に指定することができるよう「大和市生産緑地地区指定基準」について、緩和を基本とした見直しを行う。 3. 県内他市の条例制定状況 ・県内19市のうち7市が、下限面積を300㎡とする条例制定済み。（横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市）		H4（当初）	H9（ピーク時）	H29	面積	50.5ha	71.2ha	58.3ha	箇所数	307	416	339
	H4（当初）	H9（ピーク時）	H29										
面積	50.5ha	71.2ha	58.3ha										
箇所数	307	416	339										
経 過 H27.4 都市農業振興基本法制定 H28.5 都市農業振興基本計画の策定（国） H29.5 都市緑地法等の一部を改正する法律公布（生産緑地法の一部改正） H30.7 市街化区域内の農地所有者へアンケート実施（市） H30.8 大和市都市計画審議会へ報告	今後の予定 H30.12 市民意見公募手続の実施（条例案） H31.2 議案上程 H31.3 条例公布・施行 大和市生産緑地地区指定基準の一部改正												